

# 平成21年第3回函館市教育委員会定例会 会 議 録

- 1 日 時 平成21年3月27日(金) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長, 河村委員, 小葉松委員, 星野委員, 多賀谷委員
- 4 事務局 須田生涯学習部長, 見澤学校教育部長  
清水生涯学習部次長, 岡崎生涯学習部次長  
佐藤管理課長
- 5 傍聴者 なし
- 6 付議事項  
日程第1 議案第1号 函館市立小・中学校の配置についての基本指針(案)の決定に関し, 議決を求めることについて  
日程第2 議案第2号 平成20年度教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)の決定に関し, 議決を求めることについて  
日程第3 議案第3号 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第4号 函館市立学校管理規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第5号 函館市立高等学校学則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第6号 函館市立高等学校通学区域規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第7号 函館市立幼稚園園則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第8号 函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第9号 函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第10号 函館市青少年会館条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第11号 函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第12号 函館市民体育館条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて  
議案第13号 函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正

日程第 4	議案第14号	函館市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部改正に関し、議決を求めることについて
	議案第15号	函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて

## 橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、河村委員，小葉松委員を選任。

## 生涯学習部長

- 前回定例会から今定例会までの間の、教育委員会全体にかかる事項、および生涯学習部が主管する主なものについて報告する。
- 2月19日には、函館市スポーツ賞贈呈式を国際ホテルで挙行し、6個人、6団体に賞状ならびに記念品を贈呈した。
- 20日には、平成21年第1回市議会臨時会が開催された。本臨時会では、緊急地域経済活性化対策に関わる一般会計補正予算など4件の議案が提出され、全て可決されている。
- 27日には、平成21年第1回市議会定例会が開会され、市長から市政執行方針を、教育長から教育行政執行方針を申し述べた。なお、本定例会には、新年度予算案など61件の議案が提出されている。
- 28日には、中央図書館で市民文芸表彰式を実施した。本事業は、文学を愛し創作活動を続ける市民の作品発表の場と文芸作品の資質の向上を目的として開催しているもので、48回目となる今回は、527点の応募作品の中から43点が入選・佳作に決定し、36名の方々に表彰を行なった。
- 3月4日には、11日まで5日間に渡り市議会代表質問・個人質問が行われ、27名の質問者のうち18名の議員から教育委員会に係る質問があった。別表の「平成21年第1回市議会定例会代表質問・個人質問 教育委員会関係の主な質疑」をご覧ください。主な内容は、
  - ・ 新生クラブの吉田議員から、「学力向上対策」，「スポーツの振興」に係わって3点
  - ・ 民主・市民ネットの板倉議員から、「小・中学校の再編」，「学校の耐震化」などに係わって4点
  - ・ 市民クラブの北原議員から、「縄文文化交流センターの活用」，「小中学校および高等学校の再編」に係わって5点

- ・ 公明党の瀬尾議員から、「学校の耐震化」に係わって1点
  - ・ 日本共産党の高橋議員から、「新自由主義教育に対する認識」,「行政委員会としての教育委員会の独立性について」に係わって3点
  - ・ 民主・市民ネットの福島議員から,「市民体育館のあり方検討懇話会」などに係わって3点
  - ・ 民主・市民ネットの小山議員から,「学校給食における地産地消の取り組み」,「特別支援教育支援員」などに係わって14点
  - ・ 市民クラブの本間議員から,「教育行政執行方針の意義とあり方」に係わって2点
  - ・ 公明党の松宮議員から,「義務教育基本計画」,「新学習指導要領の概要とその対応」に係わって12点
  - ・ 日本共産党の紺谷議員から,「学校給食の委託業務」に係わって3点
  - ・ 市民クラブの小野沢議員から,「市民体育館のあり方検討懇話会」に係わって1点
  - ・ 公明党の小谷野議員から,「近代化産業遺産」に係わって1点
  - ・ 日本共産党の市戸議員から,「就学援助」,「高等学校の授業料滞納の対応」に係わって8点
  - ・ 公明党の茂木議員から,「創意ある学校づくり推進事業の見直し」に係わって1点
  - ・ 新生クラブの工藤議員から,「校長の知恵の予算」に係わって4点
  - ・ 無所属の竹花議員から,「教育現場でのスポーツセクハラ対策」に係わって1点
- それぞれ質問があった。詳細については,後ほどご覧いただきたい。
- 11日には,第1回の教育委員会臨時会を持ち回りで開催させていただき,函館市亀田福祉センター運営委員会委員の委嘱に関し,議決をいただいた。また,16日と24日にも同様に臨時会を持ち回りで開催させていただき,教育委員会の人事に関し,議決をいただいた。
  - 12日には,総務常任委員会が開催された。教育委員会関連では,補正予算案の付託審査が行われ,16日の定例会本会議において,その採決の結果について報告された。
  - 23日には,平成21年度予算を審議する予算特別委員会が行われ,10名の委員から教育委員会に係る質問があった。なお,教育委員会関係の主な質疑については,内容を取りまとめ次第報告する。
  - 26日には,2月27日から開催された市議会定例会が最終日をむかえ,提案された61件の議案についてはすべて議決されている。

## 学校教育部長

- 学校教育部の主な動きについて報告する。

- 2月中旬から3月下旬に掛けて、小・中・高等学校の卒業式のほか、統合などにより廃校・廃園となる各学校で閉校式や廃園式が行われた。
- 2月14日には、恵山高等学校の閉校式が卒業生や元教員ら160名の出席により行われた。
- 15日には、西小学校・弥生小学校の統合により、建て替えとなる弥生小学校で「校舎さよなら記念式典」が、21日には西小学校で閉校式がそれぞれ行われた。
- 3月1日には、市立函館、北海道恵山の两市立高等学校において、卒業式が行われた。特に函館高等学校にあっては、昨年4月統合して初の卒業式となり、第1期の卒業生398人を送り出した。
- 3月14日には、市立中学校の卒業式が、18日には、小学校の卒業式が行われ、本日19日には、市立幼稚園4園の卒業式が行われている。

## 橋田委員長

- 日程第1，議案第1号「函館市立小・中学校の配置についての基本指針（案）の決定に関し，議決を求めることについて」を諮る。

## 学校教育部長

- 議案第1号「函館市立小・中学校の配置についての基本指針（案）の決定に関し，議決を求めることについて」を説明する。
- 先月開催された教育委員会定例会の中で、「函館市立小・中学校の配置についての基本指針（案）」について報告した。予定どおり2月末に、この基本指針（案）について市議会に報告したところ、この度の市議会定例会ならびに予算特別委員会において3人から質問があった。その内容については、基本指針（案）の内容というよりも、新年度から策定作業に取りかかる再編計画の内容や進め方に関するものであった。
- こうしたことから、私どもとしては市議会定例会での審議の状況を踏まえ、基本指針（案）の内容については、基本的に市議会の理解を得られたものと捉えているところである。ついては、これまで基本指針の策定に向けて各場面で委員の皆様にご検討いただいたが、本日は基本指針（案）を基本指針として決定すべくお諮りする。

## 橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2，議案第2号「平成20年度教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）の決定に関し，議決を求めることについて」を諮る。

## 生涯学習部長

- 議案第2号「平成20年度教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）の決定に関し、議決を求めることについて」を説明する。
- 「教育委員会の事務の点検・評価」については、本年1月の定例会において議決をいただいた「実施方針」に基づき、施策および事務事業に係る点検・評価を実施し、今月初旬、委員の皆様はその結果に関する報告書の素案をお配りしたところであるが、この度、別添のとおり、報告書の最終案を取りまとめたので、本日、報告書として、正式に決定をいただくとするものである。
- 報告書の評価結果の内容については、素案と大きな変更点はないが、91ページ以降に学識経験者からいただいた意見を掲載している。
- 学識経験者の知見の活用については、法律により義務付けられていることから、事務局において2名の学識経験者を選定し、教育委員会の施策の課題等についての数回の意見交換を経て、評価結果および手法に対する意見を提出していただいたところである。
- なお、学識経験者には、生涯学習分野では、北海道大学名誉教授で函館市文化スポーツ振興財団前理事長の山崎文雄氏を、学校教育分野では、函館短期大学教授で元市立中学校長の鈴木武嗣氏を選出し、意見書の提出をいただいたところである。
- 今後の予定であるが、3月31日に、橋田委員長から市議会議長へ報告書を提出していただく予定である。同日、全議員に報告書を配付するとともに、報道機関への配布、教育委員会ホームページへの掲載など、評価結果を積極的に市民へ公表する。
- なお、次年度以降の取り組みについては、学識経験者からいただいた意見を踏まえ、点検・評価のあり方について、教育委員会で協議を行ってまいりたいと考えている。また、報告書の作成については、点検・評価結果を施策展開や予算編成に的確に反映させるため、9月を目途に作成し、議会へ提出したいと考えている。

## 橋田委員長

- 議案第2号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第3号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## 生涯学習部長

- 議案第3号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。
- この度の改正は、平成21年4月1日から千代台公園の管理について、土木部より委任を受けることに伴い、同公園の管理をスポーツ振興課の所管とするものである。
- 千代台公園内の、庭球場・野球場・陸上競技場等の有料公園施設については、既に土

木部より委任を受け、指定管理者の函館市文化・スポーツ振興財団が管理を行っているところであるが、公園全体を一括管理することで、これまで以上に市民サービスの向上と管理の効率化が図られるものと考えられることから、園路、駐車場、多目的広場の管理についても、都市公園所管の土木部より委任を受けるものである。

## 橋田委員長

- 議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、議案第4号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## 学校教育部長

- 議案第4号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- この度の改正は、学校評価および職員の自己啓発等休業制度の導入に関し、必要な事項を定めるとともに、職員の赴任に関する期限を変更することに伴い、規定を整備するものである。
- 「学校評価」については、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、学校による自己評価等を行うものであり、教育の質の保証と向上、および学校運営の改善を図り、信頼される開かれた学校づくりを進めることを目的としたものである。
- 本市においては、従前から学校評価の実施に取り組んできたが、平成19年の学校教育法や学校教育法施行規則の改正で、学校評価が法令上求められるようになったことを受け、今年度から、これらの法令等に基づいた取り組みを進めている。
- 文部科学省省令通知で、教育委員会規則等に、学校評価の実施、公表、評価結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれていることを受け、本市においても、「函館市立学校管理規則」において関連規定を整備し、学校評価に関する取り組みのさらなる推進・充実を図りたいと考えている。
- 新旧対照表をお開き願いたい。
- 学校管理規則の第4章「学校教育の運営」の「第4節 休業日」の次に「第5節 学校評価」を加え、第33条の2から第33条の4までの3条を新たに加えるものである。
- 条文の内容については、学校教育法施行規則にも規定されている次の3点である。
  - (1) 各学校において、評価項目を設定したうえで自己評価を実施し、その結果を公表すること。
  - (2) 自己評価を踏まえた保護者等の学校の関係者による評価の実施とその結果の公表に努めること。
  - (3) 各学校が行った自己評価や学校関係者評価の結果を教育委員会に報告すること。

- こうした取り組みを行うことにより、各学校においては学校運営の改善や、信頼される開かれた学校づくりを推進するとともに、教育委員会においては、学校から報告された評価結果や改善方策について整理したうえで、次年度以降の学校に対する支援や改善措置について検討し、家庭や地域住民の期待や願いに応える教育を推進する。
- 新旧対照表の2ページ目をお開き願いたい。
- 自己啓発等休業制度については、2月の定例会において、その概要を説明申し上げたところであるが、先日の市議会定例会にて総務部提案の「函館市職員の自己啓発等休業に関する条例」の制定案が可決され、本市における同制度の導入が正式に決定したことから、本規則に第44条の3の条項を追加し、学校に勤務する職員の同制度に関する規程を整備するものである。
- 次に、第46条の改正であるが、この度、道教委において北海道立学校管理規則を改正し、道立学校職員が採用、転任等の辞令を受けたときから赴任するまでの期間を従来の「10日以内」から「7日以内」に短縮したことから、本市においても同様に規定を整備するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。

## 小葉松委員

- 学校評価の自己評価は、誰に対して、どのように公表するのか。

## 学校教育部長

- 地域、保護者の方に対して公表する。先生方が自分達の学校の1年間を振り返って自己評価を行い、その内容を保護者向けにまとめて公表する。

## 河村委員

- 第46条の「10日以内」から「7日以内」への変更は、何か意味があるのか。

## 学校教育部長

- 道が変更したことから、それに合わせるものである。昔に比べると交通機関が発達してきたという部分が大きいのでないかと思われる。

## 橋田委員長

- 自己啓発等休業とはどのようなものか。

## 学校教育部長

- 道教委では19年度からスタートしており、市では21年度からとなるが、大学院に行っても勉強したいとか、青年海外協力隊などで活動したいなどの場合に、休業することができるよう、制度として整えたものである。

## 橋田委員長

- 議案第4号は、原案のとおり可決する。
- 次に、議案第5号「函館市立高等学校学則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第7号「函館市立幼稚園園則の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを諮る。

## 学校教育部長

- 議案第5号から議案第7号までの3件について、順次説明する。
- まず、議案第5号「函館市立高等学校学則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。本議案については、北海道函館恵山高等学校の廃止および「函館市立高等学校の授業料、入学料及び入学検定料条例」の全部改正等に伴い規定を整備し、ならびに市立函館高等学校の定員を変更するものである。
- 新旧対照表をお開き願いたい。
- 函館市立の高等学校が、本年3月31日の北海道函館恵山高等学校の廃止に伴い、市立函館高等学校の1校のみとなるため、学則の名称を「市立函館高等学校学則」と改め、学則第2条の本文および表において、名称を削り、生徒の定員を変更するなど、規定を整備するものである。
- また、市立函館高等学校において新年度から証明書交付手数料を徴収することに伴い、授業料等に関する条例を全部改正し「市立函館高等学校の授業料等徴収条例」として、新たに規定したことから、学則第24条の規定を整備するものである。
- 続いて、議案第6号「函館市立高等学校通学区域規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。本議案については、先程の議案第5号の「函館市立高等学校学則」と同様、函館市立の高等学校が1校のみとなるため、規則の名称を「函館市立高等学校通学区域規則」から「市立函館高等学校通学区域規則」に改め、規定を整備するものである。
- 続いて、議案第7号「函館市立幼稚園園則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。本議案については、本年3月31日の函館市立万年橋幼稚園および函館市立日吉幼稚園の廃止に伴い、規定を整備するものである。
- なお、以上の学則、規則および園則の施行期日は、いずれも平成21年4月1日とす



るものである。

## 橋田委員長

- 議案第5号から議案第7号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、議案第8号「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から、議案第11号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを諮る。

## 生涯学習部長

- 議案第8号から議案第11号までの4件について、順次説明する。
- この度の改正は、4教育事務所管内における施設の休館日に関する規定を、利用実態および地域の実情を踏まえて、改正するものである。
- まず、議案第8号「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、南茅部公民館の休館日の変更に伴い、規定を整備するものである。
- 新旧対照表をお開き願いたい。
- 現行の規則では、月曜日を休館日に規定しているが、南茅部公民館については、館内に南茅部教育事務所が設置されており、月曜日は職員の勤務日に当たるため、常時開館されている状態にあるほか、日曜日および土曜日の利用実績が極端に少ない現状にある。
- このことから、南茅部公民館については、市公民館、亀田公民館、戸井公民館と休館日の規定を区分し、月曜日を開館日とし、日曜日および土曜日を休館日とすることに伴い、記載のとおり規定を整備するものである。
- なお、土日に利用希望がある場合には、規定を弾力的に運用し、臨時開館をするものである。
- 続いて、議案第9号「函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、戸井生涯学習センター、戸井総合学習センターおよび椴法華総合センターの休館日の変更に伴い、規定を整備するものである。
- 新旧対照表をお開き願いたい。
- いずれの施設においても、日曜日および祝日の利用実績が極めて少なく、また、椴法華総合センターについては、土曜日の利用もほとんど見込めないことから、記載のとおり、規定の整備をするものである。
- なお、議案第8号の南茅部公民館同様に、休館日に利用希望があった場合には、規定を弾力的に運用し、臨時開館をするものである。

- 続いて、議案第10号「函館市青少年会館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、戸井青少年会館の休館日の変更に伴い、規定を整備するものである。
- 新旧対照表をお開き願いたい。
- 現行の規則では、国民の祝日の翌日を休館日に規定しているため、ゴールデンウィークなどの連休の場合には、祝日が休館日となり、また、金曜日または土曜日が祝日の場合には、土曜または日曜日が休館日となる。
- しかし、戸井青少年会館は、施設の性質上、利用者の大半が小学生であり、その利用は、土曜、日曜、祝日に集中していることから、これらを常に開館日とするため、記載のとおり、規定の整備をするものである。
- 続いて、議案第11号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、戸井運動広場、恵山総合体育館、恵山プールの休館日または休場日の変更に伴い、規定を整備するものである。
- 新旧対照表をお開き願いたい。
- これら3施設は、議案第10号の戸井青少年会館と同様に利用が、土曜、日曜、祝日に集中していることから、これらを常に開館日とするため、記載のとおり、規定の整備をするものである。
- 以上、議案第8号から議案第11号までについて説明したが、いずれの規則も、施行期日は、平成21年4月1日とするものである。

## 橋田委員長

- 議案第8号から議案第11号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、議案第12号「函館市民体育館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第13号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## 生涯学習部長

- 議案第12号および議案第13号について説明する。
- まず、議案第12号「函館市民体育館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、市民体育館のスポーツサウナ室の廃止に伴い、規則に規定する同施設の回数券の様式を削除するものである。
- スポーツサウナ室については、施設の老朽化が著しく、また、年々利用者も減少していることから、昨年12月の市議会定例会において、市民体育館条例の改正案として提案をし、可決されており、これに伴い、この度、同条例施行規則の規定を整備するものである。

- なお、この規則の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。
- 続いて、議案第13号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、西小学校と弥生小学校の統合に伴い、学校開放校および開放区分を定める別表の規定を整備するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。

## 橋田委員長

- 議案第12号および議案第13号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第14号「函館市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第15号、「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## 生涯学習部長

- 議案第14号および議案第15号について説明する。
- まず、議案第14号「函館市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」でございますが、本議案は、西小学校と弥生小学校の統合および恵山高等学校の廃止に伴い、別表第2の規定を整備するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。
- 続いて、議案第15号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案は、先ほど議案第4号の提案の際に、学校教育部長から説明があったとおり、本市において自己啓発等休業制度が導入されることから、学校用務員および調理員についても、市の条例、規則に準じた取扱いとするため、規定を整備するものである。
- 改正内容については、第11条の5および第11条の6の条文を追加し、自己啓発等休業に関する申請書、状況報告書の提出について規定するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。

## 橋田委員長

- 議案第14号および議案第15号は、原案のとおり可決する。

## 終了宣言

- 午後2時43分

議事録署名人	河村 祥史
〃	小葉松洋子
調製者庶務係	山本 茂義